

環境大臣 浅尾 慶一郎 殿

放射線審議会会長 甲斐 倫明
(公印省略)

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の規定に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準の策定について(答申)

令和6年 10 月 23 日付け環循施発第 2410232 号をもって諮問があった事項については、妥当である。

なお、放射線審議会は、「東京電力福島第一原子力発電所事故後の再生資材化された除去土壌を復興再生利用に活用する際の放射線防護の考え方」として見解を取りまとめたことから、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の規定に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準の策定後の運用において、環境省は、当該報告書を活用するとともに、以下の事項に対応されたい。

1. 放射線審議会に対する報告事項

- (1) 「復興再生利用に係るガイドライン」を報告するほか、ガイドライン改訂時にも必要に応じて報告すること。
- (2) 復興再生利用の事業実施状況等を必要に応じて報告すること。
- (3) 放射線障害防止に係る技術的基準に関する課題が生じた場合に必要に応じて報告すること。
- (4) 復興再生利用に基づく措置が終了した際の対応を報告すること。

2. 事業実施時の特別な留意事項

- (1) 除染実施者(福島県内で生じた除去土壌を復興再生利用する場合は国、福島県外で生じた除去土壌を復興再生利用する場合は市町村等をいう。以下同じ。)が以下を実施できるよう適切に努めること。
 - ア 除染等の措置に伴い生じた土壌の再生利用に際して線量の管理を徹底するために必要な措置
 - イ 事業実施者、作業者及び一般公衆に対する、事業で再生利用された土壌を使用することの周知並びに事業実施者、作業者及び一般公衆の必要とする情報が異なることを踏まえた適切な情報提供
 - ウ 個別事業ごとの放射線防護の最適化に向けた線量の目標値の設定

- エ 個別事業ごとに設定された線量の目標値の検証方法としての具体的なモニタリング等の方法及びその結果の公表
 - オ 個別事業ごとの最適化及びステークホルダーの意見を反映した防護方策の検討
 - カ 地域における事業及びそれに伴う放射線安全に係る理解醸成にも資するステークホルダーとのリスクコミュニケーションの方法の明確化及び実施
- (2) 除染実施者が法令及びガイドラインを遵守し、適切に事業を実施していることを確認する体制を構築すること。

以上

環循施発第 2410232 号
令和 6 年 10 月 23 日

放射線審議会
会長 甲斐 倫明 殿

環境大臣 浅尾 慶一郎
(公 印 省 略)

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の規定に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準の策定について（諮問）

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）の規定に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準を別紙のとおり策定することについて、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和三十三年法律第百六十二号）第六条の規定に基づき貴審議会の意見を求める。

(別紙)

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）の規定に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準に係る諮問事項

1. 再生資材化した除去土壌の利用（復興再生利用（※1））に関する基準

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「法」という。）第四十一条第一項に基づく除去土壌の処理基準のうち、復興再生利用に係る基準については、以下のとおりとする。

復興再生利用によって一般公衆の受ける実効線量が一年間につき一ミリシーベルトを超えないものとして環境大臣が定める放射能濃度（※2）の再生資材化した除去土壌を用いること。

※1 東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害からの日本の復興に資することを目的として、実施や管理の責任体制が明確であり、継続的かつ安定的に行われる公共事業等において、適切な管理の下で、盛土等の用途のために再生資材化した除去土壌を利用（維持管理することを含む）すること。

※2 法第一条に規定する事故由来放射性物質であるセシウム百三十四についての放射能濃度及びセシウム百三十七についての放射能濃度の合計が、八千ベクレル毎キログラム以下であることとする。

2. 除去土壌の中間処理に係る排ガス又は排水の基準

法第四十一条第一項に基づく除去土壌の処理基準のうち、除去土壌の中間処理に係る排ガス又は排水の基準については、以下のとおりとする。

処分に伴い生ずる排ガス又は排水の排出口において、当該排ガス中又は排水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場周辺の大気中又は事業場周辺の公共用水域の水中の事故由来放射性物質の三月間の平均濃度について、次の式により算定した数値が一を超えないようにすること。

a 大気中の事故由来放射性物質の濃度

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}}$$

b 公共用水域の水中の事故由来放射性物質の濃度

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}}$$

3. 除去土壌の埋立処分に係る放流水の基準

法第四十一条第一項に基づく除去土壌の処理基準のうち、除去土壌の埋立処分に係る放流水の基準（遮水工及び保有水等集排水設備により保有水が集められる設備を有する場合に限る。）については、以下のとおりとする。

処分に伴い生ずる排水の排出口において、当該排水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場周辺の公共用水域の水中の事故由来放射性物質の三月間の平均濃度について、次の式により算定した数値が一を超えないようにすること。

a 公共用水域の水中の事故由来放射性物質の濃度

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}}$$